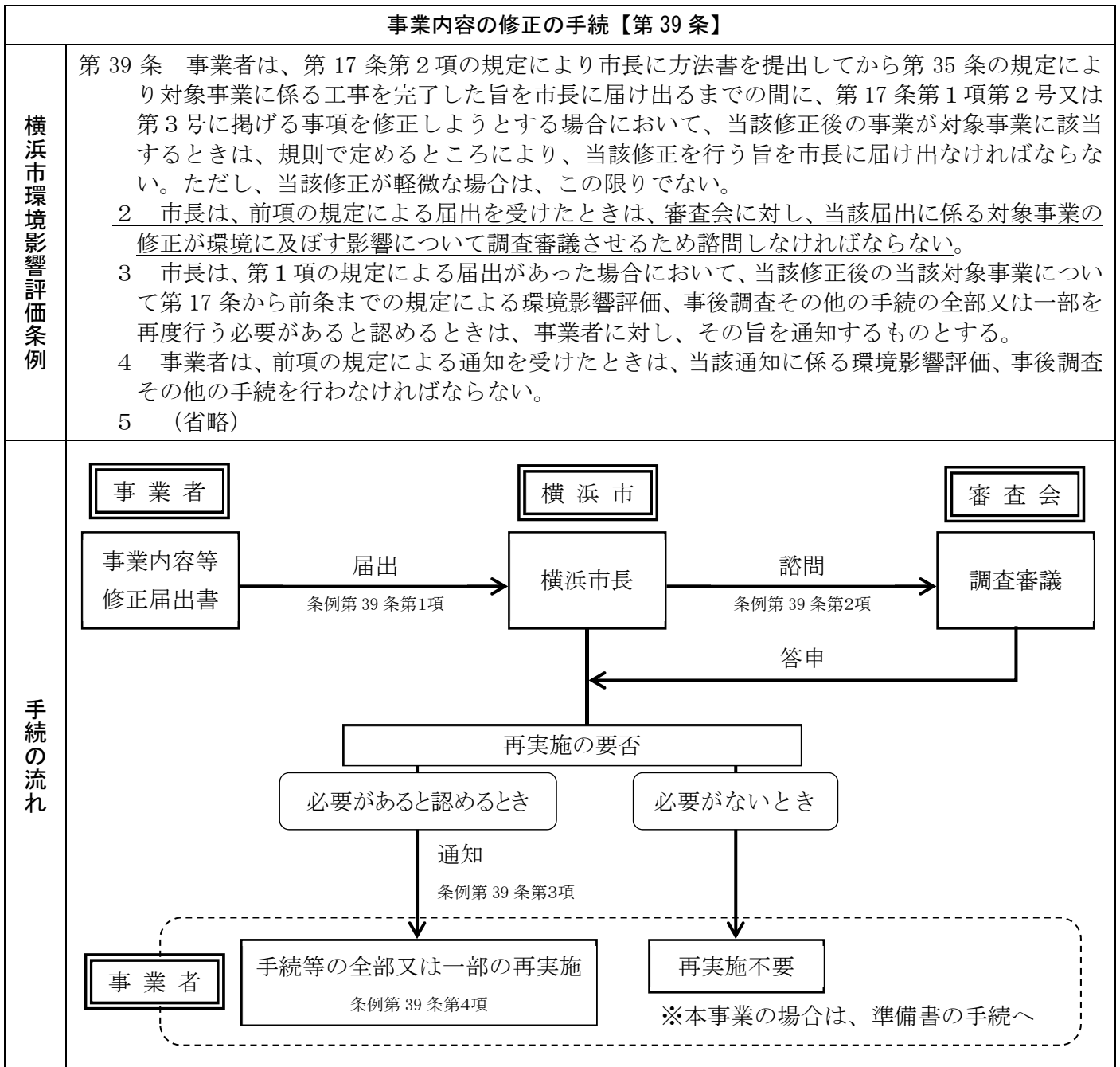


事業内容の修正に関する手続について



【参考】環境影響評価条例施行規則 別表第3 軽微な修正

対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、市街化区域内にある場合にあつては4ヘクタール未満、市街化調整区域内にある場合にあつては2ヘクタール未満であること。

※本事業は、対象事業実施区域が市街化調整区域内にあり、約19.3ha増加（約45.2ha→約64.5ha）するため、軽微な修正の要件には該当しない。